

令和4年度第1回豊川市障害者差別解消支援地域協議会 議事録

日 時：令和5年3月29日（水）午前11時10分から正午まで

会 場：ウィズ豊川 視聴覚室

出席者：16機関

豊川市身体障害者福祉協会

豊川市身体障害者福祉協会 視覚障害者福祉部会

豊川市知的障害者育成会

豊川市ろう者協会

豊川市肢体不自由児（者）父母の会

豊川精神障がい者家族会むつみ会

豊川市民生委員児童委員協議会

地域アドバイザー（東三河南部圏域）

愛知県豊川保健所

豊川公共職業安定所

豊川市社会福祉協議会

愛知県弁護士会

愛知大学 文学部

豊川市教育委員会

豊川市子ども健康部

豊川市福祉部

欠席者：3機関

豊川市医師会

愛知県立豊川特別支援学校

愛知県立宝陵高等学校

事務局：

豊川市福祉部福祉課

1 あいさつ

<事務局>

それでは、定刻を少し過ぎましたが、第1回の豊川市障害者差別解消支援地域協議会を開催いたします。先ほどの、自立支援協議会から引き続きでの開催となりますので、長時間にわたる委員の方もお見えになりますが、正午を終了目標に進めて参りますので、よろしく申し上げます。

まず、配布させていただきました資料のご確認をお願いしたいと思います。まずテーブルの上に、本日の次第、席次表、委員名簿、ホッチキス止めされた資料1、資料2及び資料3があるかどうかをご確認いただき、ない方は挙手をお願いいたします。

それでは、今回は、第1回目の会議となりますので、開会に先立ちまして、豊川市福祉部福祉課長から一言いただきたいと思っておりますので申し上げます。

<福祉課長 挨拶>

2 議題

(1) 委員紹介、自己紹介

<事務局>

ありがとうございました。本日は、3名の委員が欠席となっております。本日の会議は、設置要綱第6条第2項により、委員の過半数以上の出席がありますので成立いたします。

それでは、議題2(1)の委員照会、自己紹介から始めたいと思います。委員の方々が変わってから最初の協議会となりますので、委員の皆様の自己紹介からお願いしたいと思います。時間も限られておりますので、所属、お名前程度の、簡単な自己紹介でよろしく申し上げます。

<委員自己紹介>

(2) 会長・副会長の選任

<事務局>

皆様ありがとうございます。それでは、議題(2)「会長・副会長の選任」についてご審議をお願いいたします。豊川市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱第5条第2項の規定により、会長は、委員の互選により定めるとあります。どなたかご意見はございますでしょうか。

<委員>

それでは、推薦させていただきたいと思っております。豊川市知的障害者育成会の委員を、推薦させていただきたいと思っております。

<事務局>

推薦のご意見ありがとうございます。他に自薦、他薦のご意見がないようでしたら、豊川市知的障害者育成会の委員に会長をお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

<委員より拍手>

ありがとうございます。それでは、会長をお願いしたいと思いますので、会長席への移動をお願いします。また、豊川市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱第5条第4項により、議長は会長が務めるということになっておりますので、以後の進行は、会長をお願いいたします。

<会長>

はい、任命をうけました、育成会の委員です。このような場に不慣れで、会をうまく進行できるかどうか不安に思っておりますが、どうぞ皆様のお力をお借りしながら、最後まで勤めさせていただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

それでは、豊川市障害者地域自立支援協議会設置要綱第5条第3項の規定により、副会長は会長が指名するとありますが、豊川市福祉部次長である委員をお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<委員>

お受けします。

<委員より拍手>

(3) 豊川市障害者差別解消支援地域協議会について

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進のための取組について

(5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要について

<会長>

それでは、早速議題に入らせていただきます。議題(3)「豊川市障害者差別解消支援地域協議会について」から、議題(5)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要について」、事務局から説明をお願いします。なお、質問につきましては、本来議題ごとにお受けすべきですが、本日の各議題は報告的な内容となっておりますので、すべての説明の後で、まとめてお願いいたします。では、事務局お願いいたします。

<事務局>

それでは、議題(3)から議題(5)まで、説明させていただきます。よろしくお願

たします。

それでは、まず、議題（3）について説明させていただきます。お手元の資料1をご覧ください。こちらは、豊川市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱となっております。前回から引き続き委員になっておられる方もお見えになりますが、今回新しく委員になった方もお見えになりますので、協議会の内容について、ご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

平成28年4月1日に障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例が施行となりまして、本市においても、豊川市職員対応要領を策定するとともに、差別に関する相談受付体制をスタートさせました。そして、同年10月に、要綱の第1条にありますように、障害者差別解消法第17条第1項に基づき、相談等に係る協議や差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行う地域協議会として、豊川市障害者差別解消支援地域協議会を設置いたしました。本日お集まりの皆様方を差別解消支援地域協議会委員として委嘱させていただいております。

国の指針では、差別解消支援地域協議会委員の組織は、市町村など地方公共団体が主導して組織することとされております。差別解消支援地域協議会を組織する趣旨としまして、地域協議会の事務は、障害者差別に関する提案に係る協議を行うとされ、個別事案ごとに、差別か否かの判断を行うことまでは想定しないとされております。また、対象となる障害者差別に係る事案について、個人による事案は地域協議会における情報共有の対象としないこととされ、環境の整備に関する相談、制度等の運用に関する相談については、情報共有の対象とすることとされております。こういった国の指針等を参考に、豊川市障害者差別解消支援地域協議会の設置要綱を策定させていただいております。

なお、本会は、第2条にありますように「関係機関による障害を理由とする差別の解消に関する推進体制の整備に関すること」、「関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談にかかる事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みの情報共有に関すること」、「関係機関が行う障害を理由とする差別の解消の推進のための取り組みに関する協議及び提案に関すること」を協議することを、所掌事項としております。

皆様の任期でございますが、第4条に定めにありますとおり、2年となります。1枚めくっていただきまして、裏面の第8条になりますが、職務上知りえた秘密を漏らしてはならないとされておりますので、情報の取り扱いにご留意いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、資料の1-②をご覧ください。こちらは、障害者差別解消に関する相談窓口と相談支援体制となります。障害者差別が行われた場合の相談窓口として、福祉課、障害者相談支援センター、その他、次ページ資料1-③を参照いただきたいと思います。市内7か所にあります委託相談支援事業所が相談窓口として設置させております。それらで相談された内容につきましては、資料1-②にあります、「相談の集約」及び「解消1」の福祉課に相談事案が集約されまして、同資料の右側に記載のある手順を実施することとなりま

す。そこで、該当機関の対応のみでは解消が図られない場合など、差別の解消にあたり障害者団体や関係事業所等の意見を必要とすると判断された事案について、上段「解消2」豊川市障害者地域自立支援協議会の相談支援部会で意見聴取を行います。その中で、差別解消にあたり、障害者団体や関係事業所等の意見に加え、専門家の意見を必要とする場合に、この場において協議いただくようなこととなります。協議すべき事案が発生しました場合、随時、協議会を開催させていただくこととなりますが、平成28年度の設置以降における開催実績はありません。なお、令和4年度について、市への障害者差別に関する相談や報告の件数は0件でした。

以上、簡単ではありますが差別解消支援地域協議会の説明となります。

続きまして、議題（4）「障害を理由とする差別の解消の推進のための取組について」、報告させていただきます。資料2をご覧ください。

1 令和4年度の取り組み実績となりますが、（1）継続活動としまして、ア（ア）から（カ）の内容の活動を行いました。（ア）は「生涯学習まちづくり出前講座」で、市民団体、グループ向けとして、差別解消の講演を行っております。（イ）は「障害者福祉啓発講座」で、民間事業者向けの差別解消法の啓発講座になります。（ウ）は「広報とよかわ12月号への障害者週間に関する啓発記事の掲載」となります。（エ）は「障害者週間における来庁者への啓発チラシの配布」を庁内で行いました。（オ）は「市役所における障害者差別解消啓発庁内放送」で、毎月第1、第3月曜日の正午ごろに放送しております。（カ）は「福祉課内での障害者差別解消法上の差別の唱和」で、毎朝の朝礼の際に、手話も交えて行っています。また、イの「市職員向け周知啓発活動」としまして、新規採用職員研修を4月に、入庁2年目から3年目の一般職員を対象とした一般職員前期研修を11月に、新任課長補佐級職員特別研修を2月に、中央図書館職員向けの研修を12月に行いました。

続きまして、（2）新規周知啓発活動については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律、通称「改正障害者差別解消法」に関して、豊川商工会議所月報「メセナ」の令和5年3月号に、資料2-②の記事を掲載していただきました。

続いて2 令和5年度取り組み活動案となりますが、（1）前年度取り組み活動については、臨時の周知啓発活動を除き、継続して実施する予定です。（2）新規活動としましては、アの市民、事業者向け周知啓発活動として、改正障害者差別解消法の施行に向けた、民間事業者等への講演会等の実施および啓発を考えております。イの市職員向け周知啓発活動として、前述の職員向けに加え、職域に切れ目のない研修として、主任又は係長級の職員への研修体制の整備、実施の検討を行ってまいります。

3 その他については、障害者差別解消法が公布され、障害者差別についての意識が少しずつ変化する中で、本協議会の役割や運営方法の検討が必要であると考えています。委員の皆様方にもご意見を伺いながら、障害のある方への支援体制づくり等を検討して参りたいと思いますので、その際にご協力をお願いいたします。

続きまして、議題（５）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要について」、報告させていただきます。資料３をご覧ください。

改正障害者差別解消法に関しては、令和３年５月に可決、令和３年６月４日に公布され、令和６年６月４日までに施行されることとなっています。資料３の中段にある概要の２をご覧くださいなのですが、本改正により、これまでは民間事業者においては努力義務であった民間事業者による合理的な配慮の提供が法的義務となります。合理的配慮とは、例えば、車いす利用者や足の不自由な方などのために、段差がある場所にスロープを設置することや、聴覚障害者や聴力の弱い方などのために施設内放送を電光掲示板に表示することなど、障害がある方ができないことをできるようにするためにはどのようにすればよいかを考え、必要に応じて当事者等と話し合い、可能な範囲で実施することが合理的配慮となります。合理的配慮の具体例としましては、資料３－②にあります、内閣府が公表しております「合理的配慮等具体例データ集」に具体例の記載がありますので、ぜひご参考になさってください。

なお、本法における障害者とは、法第二条に規定されるとおり、身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを指します。障害者手帳を有する方だけではなく、社会的障壁により制限を受ける者も対象となりますので、ご留意ください。

以上で、議題（３）から議題（５）までの説明を終わります。

<会長>

ありがとうございました。議題（３）から議題（５）まで、説明について、何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

<委員>

民間事業者への合理的配慮の法的義務化について、豊川市として民間事業者等に強く案内しないと、民間事業者がほとんど知識を有しないまま、不適切な支援をすることが予想される。資料２にある令和５年度取り組み活動案として話があった民間事業者等への講演会についてもう少し詳しくお聞きしたい。また、資料３の概要３の（２）にある、国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する、とあるが、この点について具体的な取り組みが決まっていれば教えていただい。

<会長>

事務局の方、お願いいたします。

<事務局>

それでは事務局から回答させていただきます。

１件目のご質問である講演会の詳細についてですが、まだ検討中の部分が多くありますが、民間事業者等を対象として、法改正の概要及び改正により具体的にどのようなことが企

業に求められるかを講演会という形でお伝えさせていただく予定としております。

続いて2件目のご質問である障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材育成又は確保については、現時点では国及び県から具体的な内容の指示がないため、市としては、従来の研修等を継続することで、人材育成及び人材の確保をしていきたいと考えています。あわせて、国、県の今後の動向にも注視してまいります。

<委員>

わかりました。ありがとうございます。

<会長>

ありがとうございました。その他、何かご質問等ございましたら。よろしいでしょうか。ご質問等ないようですので、これにて本日予定されていた議題をすべて終了いたしました。引き続き事務局から事務連絡等をお願いいたします。

<事務局>

本日のご協議ありがとうございます。事務局からご連絡させていただきます。

議題(4)の障害を理由とする差別の推進のための取り組みの「3その他」でお伝えしております協議会の役割や運営方法の検討について、令和5年度中に、皆様に意見をいただく場を設けたいと考えております。開催時期は未定となりますが、日程が決まりましたら事前に通知いたしますので、その際はよろしくをお願いいたします。

また、平成29年に、全市民に向けて、障害者差別に関する事例の募集をさせていただき、その後は随時募集に切り替えて、皆様から障害者差別があった事例の募集をしておりますが、現在、そういった事例に応募がない状態が続いております。声をあげたくても声をあげられない方々が、まだ内在しているかと思っておりますので、そういった方々の声を拾う機会がございましたら、ぜひ福祉課にご案内ください。

また、福祉課では、障害者差別解消法に関する研修、福祉制度に関する講演などの講師等を派遣させていただいております。もし関係機関先の団体等から研修や講演の依頼がありましたら、福祉課までご連絡ください。

なお、来年度、市の機構改革に伴いまして、福祉課が、障害福祉課と地域福祉課の2課に分かれることとなります。差別解消支援地域協議会については、障害福祉課が担当させていただきますので、ご承知おきいただければと思います。以上となります。

本日の協議会の議事録については、後日送付させていただきますので、お受け取りをお願いいたします。また、次回の会議については、まだ未定ですので、開催日が決まりましたら、事前にご案内をさせていただきます。

それでは、本日の会議については、これで終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。